

## ◆使用料算定方法

公共施設等総合管理計画における個別施設管理台帳を用い、次の方法により算出します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{必需性} \cdot \text{市場性別負担割合}$$

### 1 原価算定の基本的考え方

(1) 1時間あたり、1回あたりの使用料は年間の管理経費（コスト）を基に利用可能時間や面積など、それぞれの単位あたり使用料を積算する。（利用時間・面積等）

(2) 管理経費は原則として個別施設管理台帳に記載の維持管理経費を用いる。

なお、施設の維持管理経費算定にあっては、以下のコストを包含するよう、既に提出済の個別施設管理台帳に未記載の経費等を再計算すること。（減価償却費を除く）

- ・人にかかるコスト 人件費
- ・物にかかるコスト 物件費・維持補修費・減価償却費
- ・除外するコスト 土地の取得・臨時的なイベント等・内部管理経費

また、以下の方法により、平均値により経費を算出する。

ア 公の施設の管理経費は過去3ヵ年の決算額の平均値を用いる。

イ ただし過去3ヵ年で著しく乖離がある年度については除外し、近い年度の決算額を用いて3ヵ年平均を算出する。（概ね500万円以上の修繕・改修を除外する。）

ウ 隔年等で発生する費用は単年度平均値を計上する

### 2 減価償却費の考え方

資本に関連する経費については、市民の財産として行政負担とする考え方がありますが、適正な世代間負担を求める観点からはコスト計算に算入する自治体が多いのが現状です。

$$\text{減価償却費} = \frac{\text{取得価格} - \text{残存価格 (10\%)}}{\text{耐用年数}}$$

#### (1) 定率法と定額法の選択

定率法による算出では資産の経過年数により減価償却額が減少し、短期間でコストが変動することから、施設利用料の算定基礎には採用が困難とされており、定額法によりコスト算入することとします。

#### (2) 経過年数による効用の差

老朽化に伴う修繕や改修経費を減価償却費の20%とし、経過期間により、前期から後期に区分し、それぞれの区分による係数を乗じて再配分します。

#### (3) 耐用年数は公会計制度の耐用年数表によるものとします

直近の4月1日を基準日として残りの月数は切り捨てます。

## 耐用年数表

躯体区分	耐用年数	前期	中期	後期
鉄筋コンクリート造	50	16	18	16
鉄骨造・金属造	38	12	14	12
木造	24	8	8	8
野球場、陸上競技場等	30	10	10	10
公園等	20	6	8	6

※経過年数による係数は、前期 1.2 中期 1.0 後期 0.8 とする。

### 3 必要性・市場性別負担割合 各施設の性質に基づき、負担割合を決定する

		高い ← 必要性 → 低い		
		必需的	やや選択的	選択的
低い 市場性 高い	区分			
	公益的	0%	25%	50%
	やや私益的	25%	50%	75%
	私益的	50%	75%	100%